

議案第 81 号
議決第 号

始良市林業活性化センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の
件

始良市林業活性化センターの設置及び管理に関する条例を廃止したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 2 日 提出
始良市長 湯元 敏浩

始良市林業活性化センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

始良市林業活性化センターの設置及び管理に関する条例（平成 22 年始良市条例第 151 号）は、廃止する。

附 則
この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。